

【記号の見方】

- I、II、III … は評価対象をさす
- 1、2、3 … は評価分類をさす
- (1)、(2)、(3) … は評価項目をさす
- ①、②、③ … は評価細目をさす

共通評価基準の改正新旧対照表

別添 1 - 1

新 (45 項目)	旧 (53 項目)	改正趣旨
<p><u>I 福祉サービスの基本方針と組織</u></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p>	<p><u>I 福祉サービスの基本方針と組織</u></p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。</p> <p>I-1-(1)-① 理念が明文化されている。</p> <p>I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。</p> <p>I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。</p> <p>I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。</p> <p>I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。</p>	<p>⇒ I-1-(1)、(2) を統合</p> <p>【改定趣旨①】</p> <p>理念及び、理念にもとづく基本方針は、適切に明文化されていることはもとより、職員が理解し、利用者等に周知されていることが重要である。</p> <p>これまで、理念の明文化、基本方針の明文化、理念・基本方針の職員への周知と利用者等への周知をそれぞれに評価していたが、一体的に評価するため統合する。</p>

新 (45 項目)	旧 (53 項目)	改正趣旨
<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p> <p>I-3 事業計画の策定</p> <p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p> <p>I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>II-1 経営状況の把握</p> <p>II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。</p> <p>II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。</p> <p>I-2 事業計画の策定</p> <p>I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p> <p>I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。</p> <p>I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。</p>	<p>⇒「経営状況の把握」をII-1よりI-2に変更【改定趣旨②】</p> <p>中・長期的なビジョンと計画、また、事業計画の策定においては、「経営状況の把握」が前提となる。「経営状況の把握」⇒「事業計画」の策定の流れを整理するため「II-1 経営状況の把握」を「I-2 事業計画の策定」の前に移動することにもない、付番を変更する。</p> <p>※これまでの評価項目においても、経営状況の把握・分析及び、改善に向けた取組が中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが評価の着眼点として設定されていたところである。よって、経営状況の把握・分析（改善に向けた課題）⇒事業計画の適切な策定の流れを明確にする。</p> <p>⇒「事業計画の策定」をI-2よりI-3に変更【改定趣旨②】に同じ</p>

新 (45 項目)	旧 (53 項目)	改正趣旨
<p data-bbox="152 320 741 400">I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p> <p data-bbox="152 440 757 549">I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p> <p data-bbox="152 671 775 740">I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p> <p data-bbox="152 914 745 991">I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組</p> <p data-bbox="152 999 763 1075">I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p data-bbox="152 1118 775 1227">I-4-(1)-① 保育サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p> <p data-bbox="152 1235 775 1343">I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p data-bbox="806 320 1395 400">I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p> <p data-bbox="806 440 1406 517">I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。</p> <p data-bbox="806 525 1406 601">I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。</p> <p data-bbox="806 671 1406 748">I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。</p> <p data-bbox="806 914 1205 951">Ⅲ-2 サービスの質の確保</p> <p data-bbox="806 999 1420 1075">Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。</p> <p data-bbox="806 1118 1406 1195">Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。</p> <p data-bbox="806 1235 1420 1343">Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。</p>	<p data-bbox="1460 320 2085 413">⇒I-2-(2)-①、②を統合し、I-3-(2)-①に改編</p> <p data-bbox="1460 421 1648 458">【改定趣旨③】</p> <p data-bbox="1460 466 2085 719">事業計画の策定を組織的に行ううえで、職員等の参画や意見の集約・反映のもとでの策定を求めている。よって、策定された事業計画が事業職員に周知されていることもあわせて考える必要があり、別項目としていた「I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている」を統合する。</p> <p data-bbox="1460 727 2085 796">これにともない「I-2-(2)-③」を「I-2-(2)-②」に付番を変更する。</p> <p data-bbox="1460 914 2085 1051">⇒質の向上に向けた取り組みを、「I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組」に改編</p> <p data-bbox="1460 1059 1648 1096">【改定趣旨⑥】</p> <p data-bbox="1460 1104 2085 1283">質の向上に向けた取組は、組織的かつ計画的な取組が重要であることなどから、「I 福祉サービスの基本方針と組織」に位置づけるとともに、「I-3 事業計画の策定」とも関連する事項であることから「I-4」とする。</p> <p data-bbox="1460 1291 2085 1378">※今般の改定検討においては、第三者評価や自己評価等の活用により、福祉サービスの質の向上における各福祉施設・事業所における主体的かつ組織的な取</p>

新（45 項目）	旧（53 項目）	改正趣旨
		<p>組を促進することを重視している。また、継続的な取組においては、福祉施設・事業所における組織（体制づくり）や事業計画等への位置づけなどが必要とされることなどから、「Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織」に改編する。この項目の改編は、自己評価の実施を組織的に行うことのみならず、第三者評価の受審を通じて明らかとなる質の向上に向けた更なる取組を組織的に行う必要があるとの趣旨を冒頭において明確にするためでもある。</p>
<p>Ⅱ 組織の運営管理</p> <p>Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ</p> <p>Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</p> <p>Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p> <p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p>Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p> <p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ</p> <p>Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。</p> <p>Ⅰ-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。</p> <p>Ⅰ-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p>Ⅰ-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>Ⅰ-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>Ⅰ-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。</p>	<p>⇒「管理者の責任とリーダーシップ」をⅠ-3からⅡ-1に変更</p> <p>【改定趣旨④】</p> <p>管理者の責任とリーダーシップは、組織の運営管理において果たされるものであるとの趣旨を明確にするため、「Ⅱ 組織の運営管理」に位置づける。これにともない付番を変更する。</p>

新（45 項目）	旧（53 項目）	改正趣旨
<p>Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成</p> <p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>Ⅱ-2 人材の確保・養成</p> <p>Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。</p> <p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。</p> <p>Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。</p>	<p>⇒Ⅱ-2「福祉人材の確保・育成」に変更</p> <p>【改定趣旨⑦】</p> <p>昨今及び、今後の「福祉人材」の「確保」とともに「育成」の重要性を鑑み、趣旨を明確にする。</p> <p>⇒Ⅱ-2-(1)-②を改編</p> <p>【改定趣旨⑧】</p> <p>人材の確保・養成の観点から、人事考課をその手段の一つと考え、これまで評価項目としてきた。現在、人事考課を含めた総合的な人事管理が重要であるとされている。</p> <p>人事考課については、大規模な法人以外においては、適切な評価に結びつかない、また、目標管理の仕組みとの相違が不明確等の指摘があることから、総合的な人事管理の一つの手段として再整理する。</p> <p>なお、目標管理の仕組みについては、別途（新Ⅱ-2-(3)-①として）設定する。</p>

新（45項目）	旧（53項目）	改正趣旨
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p>II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p> <p>II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p> <p>II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p>II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。</p> <p>II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。</p> <p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p> <p>II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。</p>	<p>⇒II-2-(2)-①、②を統合・改編</p> <p>【改定趣旨⑨】 福祉人材の確保、さらには定着の観点から「働きやすい職場づくり」が重要であることから改編する。職員の福利厚生や健康の維持はこれらの要素であることから、統合する。</p> <p>⇒II-2-(3)-①に改編</p> <p>【改定趣旨⑫】 職員一人ひとりの育成に向けた取組として「目標管理」の実施について評価する項目として改編する。適切な目標管理のもとに、教育・研修計画の策定や実施されることも重要であることなどから、新II-2-(3)-①に位置づける。</p> <p>⇒II-2-(3)-②を改編</p> <p>【改定趣旨⑩】 職員の教育・研修に関する基本姿勢（基本方針や計画）が明示されるのみならず、実際に教育・研修が実施されていることが重要であるとの趣旨を明確にするために改編する。</p>

新（45 項目）	旧（53 項目）	改正趣旨
<p>II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p> <p>II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。</p> <p>II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。</p> <p>II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>⇒II-2-(3)-③を改編 【改定趣旨⑪】 職員に教育・研修の機会が提供されるとともに、実際に機会が確保されていることが重要であるとの趣旨を明確にするために改編する。</p> <p>⇒II-2-(4)-①を改編 【改定趣旨⑬】 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士等の「実習生」のみならず、福祉サービスに関わる医療関連、教育関連、司法関連の専門職の教育・育成についても取組（協力）が求められていることから福祉施設・事業所の実態に即して改編する。</p>
<p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。</p>	<p>⇒新設 【改定趣旨⑭】 社会福祉事業を経営する法人においては、質の高い福祉サービスの前提ともなる経営・運営が公正かつ透明性の高い適正なものであることが求められる。これらは、福祉サービスを提供する主体としての説明責任と信頼性に関わる重要な取組であることから新設する。</p> <p>⇒II-3-(1)-②に改編 【改定趣旨⑯】</p>

新（45 項目）	旧（53 項目）	改正趣旨
		<p>社会福祉事業を経営する法人においては、質の高い福祉サービスの前提ともなる経営・運営が公正かつ透明性の高い適正なものであることが求められる。これらは、福祉サービスを提供する主体としての説明責任と信頼性に関わる重要な取組であるといえる。</p> <p>そこで、「Ⅲ-3 運営の透明性」を新たな評価項目として設定するにあたり、「外部監査」は当該項目に位置づける。「外部監査」については、高齢者版評価基準において社会福祉法人以外は「評価対象外」とされていること、また、大規模な法人以外においては、適切な評価に結びつかないとの指摘があることなどから、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組の一つとして再整理する。</p> <p>これにともない付番を変更する。</p>
<p>Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p> <p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立して</p>	<p>Ⅱ-4 地域との交流と連携</p> <p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p> <p>Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。</p> <p>Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立してい</p>	<p>⇒Ⅱ-4「地域との交流、地域貢献」に変更【改定趣旨⑱】</p> <p>社会福祉事業の実施主体は、利用者と地域との交流に積極的に取組むとともに、福祉サービスの提供等を通じた地域への貢献（公益的取組）が求められていることを鑑み改編する。</p> <p>⇒Ⅱ-4-(1)-②に変更、一部改編【改定趣旨⑳】</p>

新（45項目）	旧（53項目）	改正趣旨
<p>いる。</p> <p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <p>II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p> <p>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>る。</p> <p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <p>II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。</p> <p>II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。</p> <p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。</p>	<p>ボランティアのみならず、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力についても評価するため、施設・事業所の実態を踏まえ改編する。</p> <p>⇒II-4-(2)-①、②を統合、改編</p> <p>【改定趣旨⑱】</p> <p>必要な社会資源を明確にすることは、施設・事業所における福祉サービスの質の向上のためになされるものである。必要な社会資源が明確化されることのみならず、実際に当該社会資源、関係機関等と連携が適切にされてその効果を有するものと考えられるため統合・改編する。</p> <p>⇒II-4-(3)-①に変更</p> <p>【改定趣旨⑲】</p> <p>II-4-(3) 地域の福祉向上の取組の一環であるとの趣旨を明確にするため位置づけ（付番）を変更する。</p> <p>⇒II-4-(3)-①、②を統合、II-4-(3)-②に改編</p>

新（45 項目）	旧（53 項目）	改正趣旨
	<p>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。</p>	
<p>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</p> <p>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。</p> <p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p> <p>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</p> <p>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</p> <p>Ⅲ-3 サービスの開始・継続</p> <p>Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。</p> <p>Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。</p>	<p>⇒一部改編</p> <p>【改定趣旨⑳】</p> <p>利用者本位の福祉サービスにおける権利擁護（虐待防止等の取組）の重要性を鑑み、評価項目において権利擁護を明示する。福祉施設・事業所においては権利擁護規程等において、プライバシー保護や虐待防止等の権利擁護に関する事項を定め、実施している実態等を踏まえ、利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービスの提供を評価する項目として改編する。</p> <p>⇒Ⅲ-1-(2) に統合・改編</p> <p>【改定趣旨㉑】</p> <p>「Ⅲ 適切な福祉サービスの提供」「Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス」における重要な要素であるとともに、福祉サービス利用時の流れ（説明・同意⇒福祉サービスの提供）に</p>

新（45項目）	旧（53項目）	改正趣旨
<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p> <p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p> <p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p> <p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。</p> <p>Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。</p> <p>Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p> <p>Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。</p> <p>Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。</p> <p>Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。</p> <p>Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され</p>	<p>沿った整理とするため付番を変更する。</p> <p>また、当該評価項目の趣旨を明確にするため「福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている」に改編する。</p> <p>以下、同様。また、これにともない付番を変更する（Ⅲ-3-(1)-①～(2)-①同様）。</p> <p>【改定趣旨④】</p> <p>「Ⅲ-3 サービスの開始・継続」をⅢ-1-(2)に改編することにもない付番を変更する。</p> <p>【改定趣旨⑤】</p> <p>「苦情解決の仕組み」を前提とし、相談や意見を述べやすい環境の整備と意見等への迅速な対応を行うとの流れを明確にするため、また、実際の評価場面における現状等を勘案し順序（付番）を変更する。</p>

新（45項目）	旧（53項目）	改正趣旨
<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p> <p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>十分に周知・機能している。</p> <p>Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。</p> <p>Ⅱ-3 安全管理</p> <p>Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。</p> <p>Ⅱ-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。</p> <p>Ⅱ-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。</p>	<p>⇒Ⅲ-1-(5)に統合・改編</p> <p>【改定趣旨⑭】 利用者本位の安心・安全な福祉サービスの提供に関わる「安全管理」については、「Ⅲ適切な福祉サービスの提供」「Ⅲ-1利用者本位の福祉サービス」における重要な要素であるため、これに関わる項目として位置づける。また、この趣旨を明確にするため「安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている」に改編する。</p> <p>⇒Ⅲ-1-(5)-①に改編</p> <p>【改定趣旨⑰】 福祉施設・事業所におけるリスク管理の目的は、利用者本位の福祉サービスの提供の観点から安心・安全な福祉サービスの提供を通じた質の向上にあること、また、リスクマネジメントについては、体制として構築・実施されるべきものであるとの趣旨を明確にするため改編する。</p> <p>⇒Ⅲ-1-(5)-②に改編</p> <p>【改定趣旨⑮】 「事故」への対応については、新Ⅲ-1-(5)-①：リスクマネジメント体制において評価す</p>

新（45 項目）	旧（53 項目）	改正趣旨
<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時等における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。</p>	<p>ることとし、感染症を中心とする取組に改編する。また、発生時に着目した評価項目であったが、感染症「予防」の重要性に鑑み、予防の観点を追加する。</p> <p>⇒Ⅲ-1-(5)-③に変更</p> <p>【改定趣旨⑩】</p> <p>本評価項目における、災害対策については、当該福祉施設・事業所における利用者の安全の確保とともにケアの継続の観点から評価するものであり、利用者の安心・安全に着目した内容となっている。感染症の予防・発生時の対応、リスクマネジメント体制と同様、利用者本位の福祉サービス提供の観点から構成されているため、これらの項目とあわせて改編する。</p> <p>なお、地域における災害対策や災害時の役割等については、従前から「Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。」において評価しており、今般の改定においても同様の整理とする。</p>
<p>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</p> <p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p> <p>Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	<p>Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。</p> <p>Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが</p>	<p>⇒Ⅲ-2-(1)に変更</p>

新（45 項目）	旧（53 項目）	改正趣旨
<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p> <p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。</p> <p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化</p>	<p>提供されている。</p> <p>Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p>Ⅲ-4 サービス実施計画の策定</p> <p>Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。</p> <p>Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。</p> <p>Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。</p> <p>Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。</p> <p>Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。</p>	<p>⇒Ⅲ-4-(1)-①とⅢ-4-(2)-①と統合、Ⅲ-2-(2)-①に改編</p> <p>【改定趣旨⑩】</p> <p>個別的な福祉サービス実施計画は、「Ⅲ 適切な福祉サービスの提供」「Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保」における重要な要素であるため、これに関わる項目として位置づける。</p> <p>アセスメントは、個別的な福祉サービス実施計画の策定のプロセスとして実施されるものであることから、アセスメントと策定を統合し改編する。</p> <p>⇒Ⅲ-2-(3)-①、③を統合・改編</p> <p>【改定趣旨⑳】</p>

新（45 項目）	旧（53 項目）	改正趣旨
<p>されている。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>福祉サービスの提供に関する記録は、適切に実施されていることのみならず職員間で共有されていることが必要不可欠であることから、「Ⅲ-2-(3)-③」と統合・改編する。</p>